

開催要領 無料クーポン対象講座

講師 税理士 笹岡宏保 氏
日時 仙台開催 5月11日(木) 評価通達の論点と改正項目の確認
 郡山開催 5月12日(金) 贈与事実の認定とみなし贈与
 両日 10:00~16:30
会場 仙台会場:ハーネル仙台 仙台市青葉区本町 2-12-7 TEL 022-222-1121
 郡山会場:南東北総合卸センター 郡山市喜久田町卸1-1-1 TEL 024-959-6001
受講料 各セミナー 1名様につき(資料・昼食・消費税等含む)

会員	読者	一般
25,000円	29,000円	39,000円

※ 2名以上のご参加で 4,000円の割引! ※

[例] 会員2名参加の場合 25,000+21,000... 5/11または5/12を2名参加 or 5/11・5/12 各1名参加

申込方法 申込書またはクーポンにご記入の上、FAXでお申込みください。
 折り返し請求書と受講票を送付いたします。
 欠席の場合は開催日の前日までにご連絡ください。
 受講料返金の際の振込手数料はお客様負担となります。
 当日欠席の場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

申込先 株式会社 税務研究会 東北支局 仙台市青葉区中央2-10-9 TEL 022-222-3858

研修会申込書

5/11 仙台 No.119247 5/12 郡山 No.119248

お客様コード					平成	年	月	日
所在地	〒							
会社名				部課名				
TEL	-		FAX	-				
ご希望の講座に <input checked="" type="checkbox"/> してください								
<input type="checkbox"/> 5/11	フリガナ			<input type="checkbox"/> 5/11	フリガナ			
<input type="checkbox"/> 5/12	参加者氏名			<input type="checkbox"/> 5/12	参加者氏名			
業種	資本金	万円	決算期	月	社員数	人		
支払い方法 (いずれかに○)		銀行 (振込手数料はお客様負担となります) ・ 郵便局 ・ 当日持参						

※ 個人情報の取扱いについて...ご記入頂いた個人(法人)情報は当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では使用致しません。また、登録情報は厳重に管理し第三者に開示することは一切ございません。

申込先FAX 022-222-3885

株式会社 税務研究会 東北支局 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9仙台マルセンビル8F tel :022-222-3858

仙台開催 **5月11日(木)**

(平成29年以降 大きく変わる)

**評価通達の論点と
改正項目の確認**

- (1) 取引相場のない株式評価
- (2) 広大地評価
- (3) タワーマンション評価
- (4) その他

平成29年度の税制改正大綱では、相続税等の財産評価に対する見直し項目が数多く掲記されていました。その中には、我々の日常実務に影響を与える項目が何点もあり、その確認は不可欠であると言えます。そこで、今回の研修会では、当該税制改正大綱(その後に公開された資料等を含みます。)に掲記されていた相続税等の財産評価項目を中心に、その今日的な論点を確認すると共に、改正項目の内容とその対応等について検証してみることになります。最新の税務動向を確認する研修会にしたいと考えていますので、ご関心をお持ちの先生方の奮ってのご参加をお待ち申し上げます。

郡山開催 **5月12日(金)**

(預金を中心に確認する)

**贈与事実の認定と
みなし贈与**

相続税の申告を依頼されると、被相続人に係る生前の預金の動きを確認することの重要性にその都度、認識させられることとなります。そして、当該預金の動きの中から、被相続人からの相続人等に対する生前の贈与(みなし贈与を含みます)の認識を有することの必要性を検討することを認識させられることも少なくはありません。そこで、今回の研修会では、【預金を中心に確認する】『贈与事実の認定とみなし贈与』と題して、(1) 被相続人に係る生前の預金の動きを確認することの重要性、(2) 前記(1)に係る論点を確認する上で認識されるべき判例・裁判事例の検証 を試みたいと考えています。具体的な研修内容は、裏面のとおりです。先生方の奮ってのご参加をお待ち申し上げます。

講師紹介：税理士 笹岡 宏保 氏

1962年兵庫県神戸市生まれ。
 1985年大学卒業後会計事務所に勤務
 主に相続・譲渡等、資産税部門の業務を担当。
 1991年笹岡会計事務所設立。
 近著に「具体事例による財産評価の実務—相続税・贈与税(平成25年2月改定)」(清文社)、「相続税制の改正と実務対応のポイント」(税務研究会/税研情報センター)がある。

5月11日(木) 10:00~16:30

(平成29年以降大きく変わる)

評価通達の論点と 改正項目の確認

- (1) 取引相場のない株式評価 (2) 広大地評価
(3) タワーマンション評価 (4) その他

1. 取引相場のない株式の評価の見直し

(1) 改正項目の確認

- ① 会社規模区分の変更
- ② 類似業種比準価額方式による評価
 1. 類似業種の株価『A』の算定方法
 2. 類似業種比準価額の計算方法の変更
- ③ 株式保有特定評価会社の判断基準の変更

(2) 改正の適用期日

(3) 改正が実務に与える影響とその対応

2. 広大地評価の見直し

(1) 改正項目の確認

- ① 広大地に該当する場合の計算方法の変更
- ② 課税要件の明確化について

(2) 改正の適用期日

(3) 改正が実務に与える影響とその対応

3. タワーマンション評価の見直し

(1) 改正項目の確認

- ① 固定資産税等の租税負担の見直し
- ② 相続税評価への連動関係について

(2) 改正の適用期日

(3) 改正が実務に与える影響とその対応

4. 財産評価通達6項について

(1) 財産評価通達6項(この通達の定めにより難しい場合の評価)の内容

(2) その他(財産評価通達6項が争点とされた裁判事例等)

5月12日(金) 10:00~16:30

(預金を中心に確認する)

贈与事実の認定と みなし贈与

1. 被相続人に係る生前の預金の動きを確認することの重要性

(1) 被相続人の生前(相続開始直前)の預金支出について

(2) 名義預金の考え方とその認定基準(いわゆる『客観説』について)

(3) 預金の生前贈与について

2. 本来の贈与とみなし贈与

(1) 本来の贈与について

(2) みなし贈与について

(3) 本来の贈与とみなし贈与の差異

3. 判例・裁判事例の検証

(1) 被相続人名義の預金から請求人名義の口座に入金があったことをもって贈与があったと認定したが、その後の返済の状況等から一時借り入れたものと認定され、課税処分の一部が取り消されるべきか否かが争点とされた事例

[国税不服審判所裁判事例、平成18年7月4日判決]

(2) 内縁の妻に対する資金贈与があったか否かが争点とされ、さらに、当該資金贈与の税務上の取扱い(本来の贈与・みなし贈与)が争点とされた事例

[大阪地方裁判所、平成22年6月25日判決]

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務者の債務を、債務者以外の者の名義の定期預金を解約し代位弁済された場合において、当該代位弁済による債務者の利益に対する課税関係(本来の贈与・みなし贈与)が争点とされた事例

[東京地方裁判所、平成16年11月30日判決]

(4) 被相続人の生前に被相続人の主宰する関係会社から被相続人名義の預金口座に振込まれた金員の帰属とその課税関係が争点とされた事例

[大阪地方裁判所、平成24年6月1日判決]

(5) 上記(1)ないし(4)以外にも、重要な判例・裁判事例を検討する予定です。